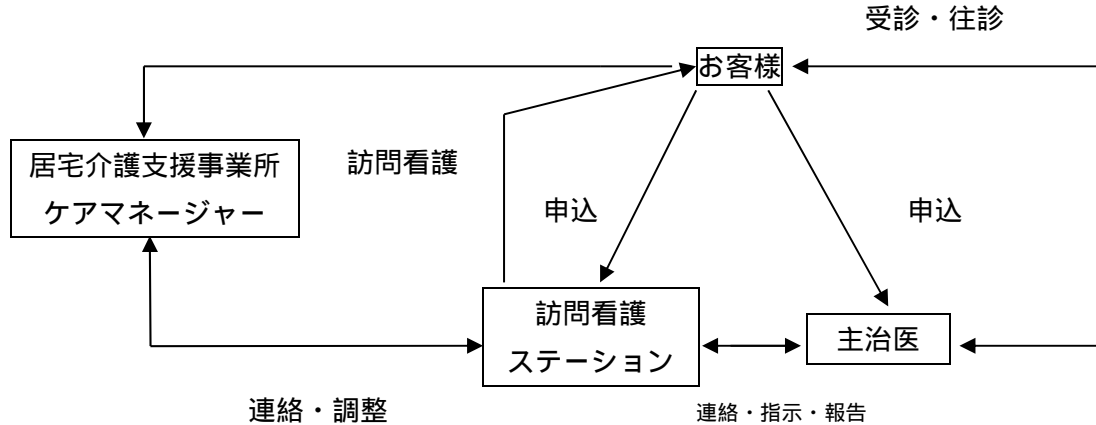


訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

三豊総合病院企業団訪問看護ステーション

1. 訪問看護サービスの目的及び基本方針

介護保険利用者の場合 ケアプラン作成の依頼



訪問看護は、看護師などが家庭訪問して病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。訪問看護従事者は、利用者に対し可能な限り、居宅においてその有する能力や状態に応じて、安定した療養生活が送れるよう、主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行い、在宅療養生活の質の向上に努めます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネージャーにご相談ください。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提出されます。

2. 提供するサービスの内容

訪問看護計画の作成

・主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状態等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供

訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。具体的な訪問看護内容は

- ・ 病状、障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護、介護方法のアドバイス
- ・ 食事、水分、栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 褥創や創傷の処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健、福祉サービスなどの活用支援

3. 営業日のご案内

月曜日～金曜日：8：15～17：00

(当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております)

4. ご利用料金など

保険種別	介護保険による訪問看護	医療保険（国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療保険）による訪問看護	保険外サービス
訪問看護を利用できる方	介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 介護保険の対象でない方 介護保険の利用対象者のうち厚生労働大臣が定めた疾患や病状の方（がん末期、急性増悪期など）	有料での訪問看護を希望される方
利用料金	別紙	別紙	
交通費等	観音寺市、三豊市以外の地域 500円 / 1回	観音寺市、三豊市以外の地域 500円 / 1回	
実費	・訪問看護の時間が2時間を越える場合は1時間につき5300円 ・保険点数を越えての訪問看護は、1時間につき5300円 ・衛生材料		

* 各種保険の他、公費負担医療費制度もお取り扱いします。

* 1か月の利用料をまとめて、現金払い、振込み、口座引き落としのいずれかでお支払いいただきます。

5. ご利用にあたってのお願い

- ・ 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。
- ・ やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い致します。

6. 苦情のご相談は

- ・ 事業所のサービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

連絡先 TEL：0875-52-6624

担当者 原 明美

相談時間 16時～17時

- ・ サービスに関する相談や苦情

香川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 087-822-7453

観音寺市高齢介護課 0875-23-3968

三豊市介護保険課 0875-73-3017

7. 秘密の保持

事業者及びその従業員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。又、従業員でなくなった後においても同様です。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

9. 緊急時の対応

事業者は、現に訪問看護を行なっている時に、利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の処理を行なうとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求めるなどの必要な措置を講じます。

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通りの必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ・苦情解決体制の指針を整備しています。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。責任者 原 明美
- ・サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11. 三豊総合病院企業団訪問看護ステーションの従事者

管理者：1名（保健師）

看護職員（保健師、看護師）：常勤換算2.5人以上

理学療法士等：1名以上

12. 三豊総合病院企業団訪問看護ステーションの沿革

- ・平成5年7月13日老人保健法に基づく指定を受ける 7090016号
- ・平成12年4月1日介護保険法の居宅サービス事業者のみなし指定事業者となる

13. 営業地域

観音寺市、三豊市

14. 事業者概要

事業者	三豊総合病院企業団
事業者の名称	三豊総合病院企業団訪問看護ステーション
代表者氏名	原 明美
指定番号	3767090016
事業所の住所	香川県観音寺市豊浜町姫浜708番地
連絡先	営業時間内：Tel 0875-52-6624 夜間、休日：緊急時の連絡先は別途お知らせします。

年 月 日

事業者

当該事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

< 事業所名称 > 三豊総合病院企業団訪問看護ステーション

< 事業所住所 > 香川県観音寺市豊浜町姫浜708番地

< 説明者 > 氏名 原 明美

ご利用者

私はサービス内容及び重要事項について文書に基づいて、事業者から説明を受けました。

(利用者)

< 氏名 > _____

(代理人の場合)

< 氏名 > _____